

# コマツ大阪工場OB会

## 内規の改定に関する件（報告）

### 1. 提案理由

この度、OB会の更なる活性化を目指すことを強力にサポート出来るツールの一環として、現行のコミュニケーション手段である「ゆうゆう会便り」に加え、弊社独自の「ホームページ(HP)導入」の可否について定例役員会で協議した結果、役員全員一致で賛同したので、ホームページ(HP)の開設等を含め、この度コミュニケーション手段としての位置付けを明記するためコマツ大阪工場OB会内規の追記改訂を行ったので下記内容を報告します。

### 2. 提案内容

**内規の制定・見直し手順 ⇒ 内規改訂は、内容を役員会で審議、決定し、結果を総会で報告**

小松製作所大阪工場OB会規則「大OB規-001・規約」

第7章 第15条の2項 「会員相互の交流の諸行事、及びクラブ活動を行う」条文について

小松製作所大阪工場OB会「大OB規-002・内規」に

OB会規約 第7章 第15条 2項の具体的活動内容を下表の通り新規追加する。

#### OB会規約 第7章 第15条 2項関連

##### 会員相互の交流の諸行事に関する事項

##### 1. ゆうゆう会報の発行による交流

- (1) OB会員へのOB会活動の内容および状況を紹介・伝達することを目的に発行する。
- (2) 4回/年・・・3ヶ月に1回の発行する。
- (3) OB会会長を発行責任者とする。
- (4) OB会副会長が掲載記事作成の責任者を務めるが、具体的な掲載記事については掲載すべき活動の責任者が各々作成する。
- (5) 掲載内容については、OB会副会長中心に事務局長 5 役が"校閲"を行った後、掲載する。

##### 2. ホームページ（HP）による交流

- (1) OB会の更なる活性化を目指すことを強力にサポート出来るツールとして独自に「ホームページ(HP)」を運用する。
- (2) 都度対応・・・緊急情報は事務局受領後2日以内に掲載。
- (3) OB会会長を責任者とするが、HPの運用およびデータ管理を行う専任の担当をOB会員より数名選出(役員会承認)、具体的な関連する業務を行うとともに、会員へのHP取扱指導も行う。
- (4) OB会より人選された専任担当が掲載記事作成の責任者を務めるが、具体的な掲載記事については掲載する活動の責任者が作成する。
- (5) 掲載内容(記事の内容・データのフォーマット)について、人選されたHP専任担当が校閲を行った後掲載する。

なお、掲載データのバックアップはHP用サーバとゆうゆう会館で保有するPC用記憶媒体にて行う。

##### 3. 費用処理

- (1) 上記2項の活動に関する費用(記事の作成・印刷・発行・送付およびシステム・ソフト関係運営)についてはOB会年度予算より充当する。